

くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

簡単に高収入を得られるという副業や投資のもうけ話にご注意を!

副業や投資、ギャンブルなどで高額収入を得るためのノウハウなどと称して、主にインターネットを介して販売されている情報を「情報商材」と呼びます。情報商材は、購入するまで内容を確認することができないため、購入後に広告や説明と違いトラブルになったという相談が多く寄せられています。お困りの際は、早めに消費生活センターへご相談ください。



【注意点】

▼「簡単に高収入」「誰でも必ずもうかる」という広告を信じて契約したものの、「簡単に稼げる内容ではない」「事前に説明された事業者によるサポートがない」という相談が寄せられています。楽に稼げるうまい話はありません

▼返金保証があるからといって安心はできません。実際は、返金保証の条件を満たすことが非常に困難である、事業者と連絡が取れない、返金されないなどの場合がほとんどです

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間=祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

とき=3月4日☎13:30～16:30

ところ=消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先=消費生活センター（☎28-9110）

新発田市消費者被害防止ネットワーク協議会を設立しました



市では、消費者が特殊詐欺や悪質商法などの被害を受けることを未然に防ぐため、1月に同協議会を設立しました。この組織は、民生委員・児童委員、自治会、市内事業所などで構成し、情報共有などを行いながら、消費者被害防止のための見守り活動を推進していきます。